

医療提供体制を堅持するための臨時特別協力要請について

県内においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が過去最多を更新するなど、急激な感染拡大が続いている中、季節性インフルエンザについても流行の兆しが見られる中、発熱患者の急増や入院病床の不足、救急搬送困難事例の増加など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このような中、必要とする人に必要な医療を届け、県民の皆様の命を守るためにには、コロナ病床への入院を担う重点医療機関や通常医療の体制及び救急医療を守るための対策を早急に講ずる必要があります。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和5年1月31日まで、次のとおり臨時特別協力要請を発出しますので、御協力をお願いします。

令和5年1月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 重点医療機関や通常医療の体制を守るための対策

(1) 高齢者や基礎疾患有する皆様へ

- ① 「三つの密」の回避、基本的な感染対策が行われていない施設の利用を控えることに改めて留意するなど、自らの健康を守ることを徹底してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症における抗ウイルス薬は、早期投与が効果的であり、入院リスクを下げるにも繋がることから、少しでも症状がある場合には、早めに医療機関を受診してください。

(2) 高齢者施設・障害者施設の皆様へ

- ① 施設からの夜間救急搬送のリスクを低減するため、施設内において、点滴や抗ウイルス薬の投与などの医療行為ができるような体制を早急に整えてください。
- ② 施設での医療提供が困難な場合は、県において施設に出向いていただける地域の医療機関による療養支援を行う体制を整えているので、保健所に相談してください。
- ③ 併せて、重点医療機関への負荷を引き下げるため、入院中の患者を退院させ、施設で受け入れをしてもらいたいとの意向が、医療機関又は保健所から示された場合には、速やかな対応をお願いします。

2 救急医療を守るための対策

- ① 休日や夜間の受診をなるべく避け、平日、日中の受診をお願いします。
- ② ただし、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、少し動いただけで息苦しい、肩で息をしているなどの症状がある場合は、ためらわずに救急車を呼んでください。
- ③ 救急外来及び救急車の利用の判断に迷う場合は、119番通報をする前に、「かかりつけ医」や「受診・相談センター」に御相談ください。

以上